

議案第48号

北上市印鑑条例の一部を改正する条例

北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（印鑑登録証の交付） 第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、<u>印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）</u>を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人（以下「受領者」という。）に対して直接交付する。この場合において、受領者は、自らの身元を証するため、第4条第3項に規定する場合のほか、第4条第2項各号のいずれかに該当する書類を市長に提示又は提出しなければならない。 2 [略] （印鑑登録証明の申請） 第14条 [略]	（印鑑登録証の交付） 第8条 市長は、印鑑の登録をしたときは、<u>印鑑登録証（印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付したカードをいう。以下同じ。）</u>を当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人（以下「受領者」という。）に対して直接交付する。この場合において、受領者は、自らの身元を証するため、第4条第3項に規定する場合のほか、第4条第2項各号のいずれかに該当する書類を市長に提示又は提出しなければならない。 2 [略] （印鑑登録証明の申請） 第14条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>印鑑登録証明書交付申請書に添える印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第</u>

(印鑑登録証明の交付)

第15条 [略]

2 前項の写しは、電子計算組織を利用して出力することができる。

(手数料)

第19条 印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、それぞれ1件につき350円の手数料を当該書類の交

153号) 第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。)を提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。)を入力することにより申請することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第15条 [略]

2 前項の写しは、電子計算機を利用して出力することができる。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請等)

第15条の2 第14条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを用いて、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付する。

(手数料)

第19条 印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、それぞれ1件につき350円(多機能端末機による印

<u>付</u>の際に納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず<u>生活保護法</u>（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者の<u>請求</u>であるとき又は市長が特に認めたときは、手数料を徴収しない。	<u>鑑登録証明書</u>の交付にあつては、1件につき300円）<u>の</u>手数料を<u>当該交付</u>の際に納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、<u>生活保護法</u>（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者の<u>申請</u>であるとき又は市長が特に認めたときは、手数料を徴収しない。<u>ただし、多機能端末機による申請の場合を除く。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和2年11月2日から施行する。

令和2年9月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付に係る手続及び手数料を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。